

投票用紙の二重交付について

令和3年10月31日（日）執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の舞鶴市内の投票所（1ヶ所）において、期日前投票を済ませた選挙人に誤って投票用紙（小選挙区、比例代表、国民審査）を交付する事案が発生しましたので、お知らせします。

1 発生日時

令和3年10月31日（日）午前10時50分頃

2 概要

当該投票所において、期日前投票を済ませた選挙人に誤って投票用紙を交付し、投票させたもの。

3 原因

名簿対照において、期日前投票済を表す印を見逃したため。

4 対応

報告を受け、他の投票所（市内58ヶ所）に対しても、名簿対照の際には投票確認欄等により、投票の可否を適切に判断するよう注意喚起を行った。

【お問い合わせ先】

舞鶴市選挙管理委員会事務局

☎0773-66-1044、FAX0773-62-5099

担当 多田 090-9715-6624

E - M a i l : soumu@city.maizuru.lg.jp